7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　以下の⑴から⑽までに掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　建設工事有資格業者認定要領第２条の規定に該当しない者であること。

⑵　機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、資格があると認定を行うことがある。

⑶　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連を有する建設業者でないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　特定建設工事共同企業体の構成　機構における一般競争（指名競争）参加資格のうち機械設備工事の認定を受けており、かつ、物品製造等（役務の提供）の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」に登録している者２社で結成される特定建設工事共同企業体であること。

⑹　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

①　特定建設工事共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員のそれぞれが、本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有していること。

なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。

【同種工事として認める施工実績の要件】

揚水を目的としたポンプ設備を製作・据付した工事のうち、同一工事で施工した次の実績

・１機場あたりポンプ台数が３台以上
・ポンプ１台あたり揚程が45m以上、吐出量が0.825㎥／ｓ以上

※「ポンプ１台あたり揚程、吐出量」は、１台以上の実績とする。
※「揚水」とは、利水揚水、上水揚水、揚水発電等を言う。
※「ポンプ設備」とは、主ポンプ設備（水中ポンプを除く）、主ポンプ駆動設備、系統機器設備及び監視操作制御設備により構成される設備とする。
※「製作・据付した工事」とは自らポンプ設備全体のシステム設計を行い、ポンプ設備を構成する設備全体の施工を行った工事をいう。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の機械器具設置工事業につき、許可を有してから営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

③　建設業法の機械器具設置工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑺　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であること。

⑻　代表者の要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑼　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、機構が指定する様式による。

⑽　施工方式　共同施工方式とする。

8　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

7⑸の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請書を提出することができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、7⑸の認定を受けていない構成員が当該認定を受ける必要がある。また、この場合においては、本工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、7⑸の認定を受けていない構成員が本工事の開札の時までに当該認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体の有効期間は、本工事の受注者を除き、資格を認定された日から受注者が契約を締結した日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「南摩揚水機場ポンプ設備工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和３年３月５日

九州地方整備局副局長　遠藤　仁彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第 33 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　20

⑵　購入等特定役務及び数量

令和３年度港湾業務艇建造　１式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限（郵送の場合は必着のこと。）　令和３年３月25日16時30分

⑵　提出先　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎３Ｆ　九州地方整備局総務部経理調達課契約企画係　吉田　央子　電話092―418―3345

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和３年３月５日から令和３年３月25日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ

4　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 20

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Construction of a harbor business boat 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 16 : 30, 25 March, 2021

⑷　Contact point for the notice : YOSHIDA Nakako, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakataekihigashi, Hakataku, Fukuoka-city, 812―0013 Japan TEL 092―418―3345

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和３年３月５日

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事　井上　知義

◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等物品及び数量　超多重信号解析システム　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和３年３月26日17時00分まで必着のこと。

⑵　提出先　〒184―8795 東京都小金井市貫井北町４－２－１　情報通信研究機構ネットワークシステム研究所ネットワーク基盤研究室　菅野　敦史　電話042―327―6876　E-mail kanno@ml.nict.go.jp